

群馬県保健師インターンシップ（学生実習生受入れ）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、群馬県が群馬県保健師インターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関する必要な事項を定めることにより、学生に就業体験を行わせ、職業認識の向上や群馬県及び市町村の保健師業務に関する理解を深めることを目的とする。

（実習対象者）

第2条 インターンシップにおいて群馬県及び市町村で実習を行う対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学等に在籍する学生（以下「学生」という。）とし、次に掲げる基準に該当すると認められた者とする。

- (1) 群馬県及び市町村の保健師業務に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有する者
- (2) 服務規律を遵守することが確実であると判断された者

（学生の受入れ手続等）

第3条 インターンシップにおける実習を希望する学生は、「ぐんま電子申請システム」により、在籍を確認できる書類（学生証の写し等）を添付し、申し込むものとする。

- 2 群馬県健康福祉部医務課長（以下「医務課長」という。）は、受入れの可否を決定し、学生実習生決定通知書（別記様式第1号）により、学生に通知するものとする。
- 3 前項の規定により受入れの決定がされた場合、医務課長は、受け入れる学生の氏名、実習を行う所属及び実習期間を記入した書面を学生に送付するものとする。
- 4 医務課長は、受入れの可否を決定するために必要な範囲内で、在籍状況その他必要な情報を当該学生が在籍する教育機関の代表者に請求することができるものとする。

（報酬等）

第4条 群馬県は、インターンシップにより群馬県及び市町村において実習を行う学生（以下「学生実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。なお、市町村において実習を行う場合も同様とする。

（実習期間）

第5条 インターンシップの実習期間は、原則として医務課長が指定する。

（実習時間）

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（服務）

第7条 学生実習生は、教育機関の学生という身分を保有する。

- 2 学生実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 学生実習生は、実習時間中、実習先の職員が遵守すべき法令、条例等並びに医務課長及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、

指示等に従わなければならない。

- 4 学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に医務課長及び実習担当者の承認を得なければならない。
- 6 学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

（誓約）

第8条 学生実習生は、誓約書（別記様式第2号）を、事前に群馬県知事に対して提出しなければならない。

（実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割）

第9条 実習受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

- 2 実習担当者は、インターンシップ実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。
- 3 実習担当者は、学生が在籍する教育機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、学生が在籍する教育機関の代表者及び医務課長に報告書等を提出するものとする。

（実習の中止）

第10条 医務課長は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 医務課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該学生に通知するものとする。

（事故責任等）

第11条 学生実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 学生実習生は、故意又は過失をもって第7条第2項から第4項までの規定に反する行為により、群馬県、市町村又は第三者に対して損害を与えた場合には、これらに対して責任を負わなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、医務課長が定めることとする。

（附則）

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年6月22日から施行する。